

DDoS 攻撃対応サービス約款

第1条（約款の適用）

1. この DDoS 攻撃対応サービス約款（以下、「本約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が別途定める基本約款（以下、「基本約款」といいます）に基づき定められ、当社が提供する基本サービスとしての「DDoS 攻撃対応サービス」（以下、「本サービス」といいます）に適用されるサービス別約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます）は、当社の定める本約款、基本約款および利用中の対象サービス（第2条第1項に定義されます）のサービス別約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（サービスの内容）

1. 本サービスは、当社が申込書において定める当社の他のサービス（以下、「対象サービス」といいます）のうち、利用者が指定するサービスにおいて、利用者が利用する IP アドレス（以下、「利用者 IP アドレス」という）に対する DDoS 攻撃を当社が検知した場合に、利用者 IP アドレスに対するすべての通信を遮断した後に、次の各号の対応を行うことにより、対象サービスの安定的な提供に資するサービスです。
 - i. 当社が遮断するよう予め指定し、利用者が同意したプロトコルおよびポート番号からの通信（以下、「指定遮断通信」といい、当社が指定を変更した場合は、利用者が変更同意した通信を含みます）を遮断
 - ii. 前号の指定遮断通信以外の全ての通信の遮断を解除
 - iii. 第1号の指定遮断通信のうち、利用者が遮断を解除するよう予め指定した IP アドレスからの通信（以下、「指定解除通信」といい、利用者が指定を変更した場合は、変更後の通信を含みます）の遮断を解除

第3条（利用申込）

1. 本サービスは、対象サービスの利用者のみが申し込むことができるものです。当社は、対象サービスを利用していない申込者からの本サービスの利用申込を承諾しないものとし、この場合、基本約款第6条第2項を準用するものとします。

第4条（利用料金の支払）

1. 利用者は、本サービスの利用料金を、本サービスを適用する対象サービス（「さくらのクラウドサービス」および時間課金を選択した「さくらの専用サーバサービス」を除きます）のうち、利用者が指定するサービスの請求と合算し、当該対象サービスにおいて選択した方法で支払うことができるものとします。

第5条（非保証）

1. 当社は、次の各号に定める事項について、いかなる保証も行いません。
 - i. あらゆる DDoS 攻撃を検知し、遮断すること
 - ii. 指定遮断通信を確実に遮断し、指定遮断通信以外の通信および指定解除通信を確実に回復させること
 - iii. 利用者が一切の中断なく対象サービスを利用できること

第6条（責任の制限）

1. 本サービスに起因して、利用者が本サービスを適用する対象サービスを利用できなかった場合、当該対象サービスのサービス別約款に定める品質保証条項は適用しないものとします。

第7条（解約）

1. 利用者の対象サービスの利用契約が全て終了した場合であっても、本サービスの利用契約は有効に存続するものとし、本サービスの解約は、基本約款に基づく当社所定の手続によるものとします。

第8条（解除）

1. 利用者が、第2条第1項第1号の指定遮断通信の変更について、当社所定の期間内に同意の連絡等をしない場合、当社は、当社が利用者に対して通知する利用契約終了日をもって本サービスの利用契約を解除することができるものとします。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、平成30年6月1日に制定され、同日より適用されます。